

入 札 説 明 書

軽貨物自動車の借入れ

(令和8年9月29日付け公告分)

神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター

この入札説明書は、本入札に係る公告及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものです。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則 5 号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続きは、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによります。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/>)

1 調達内容

- (1) 借入物品及び数量
軽貨物自動車の借入れ
1 台
- (2) 借入物品の特質及び契約の条件等
入札説明書、仕様書及び契約書（案）によります。
- (3) 納入期限及び借入期間
仕様書によります。
- (4) 借入場所
足柄上郡開成町吉田島2489- 2（神奈川県足柄上合同庁舎）

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）（以下「名簿」という。）において、営業種目「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (5) 名簿において、神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 名簿において、営業希望地域に足柄上地域（1市5町）を希望する者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 258-0021

所在地 足柄上郡開成町吉田島2489- 2 神奈川県足柄上合同庁舎

所属名 神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター管理企画課 担当：池田

電話番号 0465-83-5111（代）内線416

ファックス番号 0465-82-8408

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加希望する者は、「かながわ電子入札共同システム」により、競争参加資格確認申請書受付締切日時までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、所定の期限までに「かながわ電子入札共同システム」による競争参加資格確認通知書により通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者としますので注意してください。

なお、入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3の事務を担当する所属に対し、説明を求めることができます。

5 入札日程

(1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時

令和8年10月9日（金）午後3時00分

(2) 競争参加資格確認通知書発行日時

令和8年10月13日（火）午後3時00分から午後5時00分まで

(3) 質問受付期間

質問は、「かながわ電子入札共同システム」により、令和8年9月29日（火）午前8時30分から同年10月2日（金）午後3時00分までに提出してください。回答は同システムにより令和8年10月7日（水）から閲覧に供します。再質問は、認められません。

(4) 入札書提出期間

令和8年10月14日（水）午前8時30分から同年10月16日（金）午後3時まで

(5) 開札予定日時

令和8年10月20日（火）午前9時00分

※開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

6 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者とし入札参加資格を審査し、2に定める要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査した上で、くじ引きにより落札者を決定します。

(2) 落札者決定通知

落札者決定通知は、6の（1）により落札者が決定した後に行います。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(4) 入札する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額としてください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえて積算してください。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとします。

(5) 疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3の事務を担当する所属に対し、説明を求めることができます。所属からの説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日以内に知事に対して再苦情の申立てを行うことができます。

(6) 入札の回数

入札の回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、2回まで入札を行うものとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

ア 再度入札書提出期間

令和8年10月21日（水）午前8時30分から午後3時まで

イ 再度入札開札予定日時

令和8年10月22日（木）午前9時00分

※開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

(7) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届を5（4）に記載された入札書提出期間中に電子入札共同システムにより提出してください。辞退届の提出がない場合は、未提出（無断欠席の扱い）として取扱います。

(8) 案件についての質問及び回答

仕様等について質問等がある場合は、電子入札共同システムの説明要求機能を使用して行ってください。

入札説明書説明請求期限までは仕様に関する質問及び回答が発生する場合があるので、入札参加者は入札前に必ず説明要求機能を使用して内容を確認したうえ入札してください。

い。

(9) 内訳書の提出

落札者は、速やかに入札内訳書を書面にて3に記載する所属あて直接又は郵送により提出してください。

(10) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。

「電子契約の導入について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号 258-0021

所在地 足柄上郡開成町吉田島2489-2

機関名 小田原保健福祉事務所足柄上センター 担当：池田

電話番号 (0465)83-5111

契約締結に当たっては地方自治法第234条第5項に基づき契約書を作成します。

なお、契約締結に要する費用は落札者の負担とします。

(11) 入札の無効

落札者が契約締結までに、2で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでもみたさなくなった場合は契約を締結しないものとします。

(12) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第16条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(13) 暴力団排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契

約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

(14) 契約の効果の遡及

この入札の結果、契約の相手方と決定した者と契約を締結する契約書には、契約書の作成が契約期間の開始日より後の日になった場合にあらかじめ備えるため、契約の効果は契約期間の開始日から生ずることを約定する旨の条文を設けています。